別表六の二(五)の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「平成26年旧措置法」という。）第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「「当期税額控除可能額((7)の金額又は(15)の金額)　(16)」」を「「当期税額控除可能額((10)の金額又は(18)の金額)　(19)」」に改め、「第68条の９第９項第１号」の次に「又は平成26年旧措置法第68条の９第９項第１号」を加え、「「又は(15)の金額」」を「「又は(18)の金額」」に、「同項第２号」を「租税特別措置法第68条の９第９項第２号」に、「「(7)の金額又は」」を「「(10)の金額又は」」に改め、同号を同第四号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2　「増加試験研究費割合　(4)/(3)　(5)」及び「(5)＜30%の場合　(5)　(7)」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号において同じ。）が平成26年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

3　「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額　(4)×(5/100、(6)又は(7))　((4)≦((3)×5/100)の場合は０)　(8)」の欄は、連結親法人事業年度が平成26年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「5/100、」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「、(6)又は(7)」及び「((4)≦((3)×5/100)の場合は０)」を消すこと。

別表六の二(五)付表の表中「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(五)「18」×(3)/(4)）」を「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(五)「21」×(3)/(4)）」に、「平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(五)「18」×(8)/(9)）」を「平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(五)「21」×(8)/(9)）」に改め、同表の記載要領中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を加える。

別表六の二(六)の記載要領第11号中「第68条の９第９項第１号」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を加える。

別表六の二(六)の表中「当期分の特別控除額　(8)－(9)」を「当期税額控除額　(8)－(9)」に、「当期分の特別控除額の個別帰属額　(10)＋(18)」を「法人税額の特別控除額の個別帰属額　(10)＋(18)」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「28の②」）／当期分の特別控除額の合計額　(25)－(26)」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「33の②」）／当期税額控除額の合計額　(25)－(26)」に、「平　・　・／平　・　・（別表六の二(二十)付表「44の②」）／平　・　・／平　・　・（別表六の二(二十)付表「45の②」）」を「平　・　・／平　・　・（別表六の二(二十／平　・　・／平　・　・（別表六の二(二十」